

群馬県ニホンジカ適正管理計画（案）

（第二種特定鳥獣管理計画・第六期計画）

令和7年3月

群馬県

目 次

1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景	1
3	管理すべき鳥獣の種類	1
4	計画の期間	1
5	管理が行われるべき区域	2
	(1) 対象地域	
	(2) 管理区域	
6	現状と課題	3
	(1) 計画の評価	
	(2) 生息状況	
	(3) 被害状況	
	(4) 対策状況	
7	管理の基本方針	7
	(1) 県鳥獣被害対策基本方針	
	(2) 計画の基本方針	
8	管理の目標	9
	(1) 農林業被害額	
	(2) 個体群管理（捕獲）	
	(3) 自然生態系等への影響の軽減	
	(4) 生息環境整備及び市街地等への出没抑制	
9	目標達成のための施策	11
	(1) 個体群管理（捕獲）	
	(2) 被害防除管理	
	(3) 生息環境管理	
	(4) 各管理区域の特徴と目標に対する考え方	
10	評価のための効果検証	16
	(1) 許可捕獲調査	
	(2) 狩猟捕獲調査	
	(3) 農林業被害調査	
	(4) 推定生息頭数及び生息数の将来予測	
	(5) 被害防除管理	
	(6) 開発・実証	
	(7) 総合的な効果検証	
11	その他管理のために必要な事項	18
	(1) 人材育成	
	(2) 疾病対策	
	(3) 錯誤捕獲	

- (4) 捕獲個体の適正処理
- (5) 捕獲個体の有効活用
- (6) 広域的な連携
- (7) 情報公開及び普及啓発

12 計画の実施体制 20

- (1) 農林業者を含む地域住民
- (2) 市町村
- (3) 猟友会
- (4) 県
- (5) 森林管理署
- (6) J A、森林組合、共済組合等
- (7) 大学・N P O法人等民間事業者
- (8) 認定鳥獣捕獲等事業者等
- (9) 検討・評価機関

1 計画策定の目的

本計画は、「ニホンジカ（以下、「シカ」という。）の生息密度を低減させる個体群管理等を科学的・計画的な管理により実施することで、農林業被害の減少及び自然生態系の保全を図りつつ、地域個体群の健全な維持を行うこと」を目的として策定するものである。

なお、本計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の第7条の二に基づく「第二種特定鳥獣管理計画（適正管理計画）（以下、「計画」という。）」として策定する。

2 計画策定の背景

県内におけるシカの農林業被害は、昭和60年代に顕在化し、生息域の拡大とともに被害も増加している^{※1}。

県のシカに関する計画は、平成10年度に自主計画として始まり、平成12年度に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」（現在の鳥獣保護管理法）に基づく特定鳥獣保護管理計画制度の開始に併せて法定計画として策定され、現在まで五期にわたっている。計画により、狩猟期間の延長や捕獲頭数制限の解除等、狩猟規制の緩和による捕獲の促進等に努めてきた。

また、鳥獣保護区を一時的に解除して「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）」への移行や、シカの有害鳥獣捕獲（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とした捕獲）が円滑に実施できるよう、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）において、市町村長へ捕獲許可権限を委譲した。

こうした中で、国は平成25年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（農林水産省、環境省）を示し、令和5年度までにシカの推定生息頭数を平成23年度から半減させる目標を打ち出した。

これを受け、県では「第四期計画（平成27～31年度）」において、平成31年度の年間捕獲目標頭数を12,000～16,000頭に設定し、続く第五期計画（令和2～6年度）では、計画期間中の年間捕獲目標頭数を15,000頭とし、積極的な捕獲の取組を進めてきた。

しかし、依然として全国的にも生息頭数が減少せず、半減目標の達成が困難であることから、国は令和5年9月に半減目標について令和10年度までの延長を示した。

県においても生息頭数が高い水準で推移し、農林業被害や自然植生への影響も深刻であることから、「第六期計画」を策定し、適正な個体群管理（捕獲）をはじめとするシカ管理の取組を行う必要がある。

3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

4 計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

ただし、シカの生息状況及び社会状況の変化に応じて適宜、計画を見直す。

※1 坂庭浩之・姉崎智子(2010):群馬県におけるニホンジカの分布の変遷について.自然史博物館研究報告, (14):133-140

5 管理が行われるべき区域（以下、「管理区域」という。）

（1）対象地域

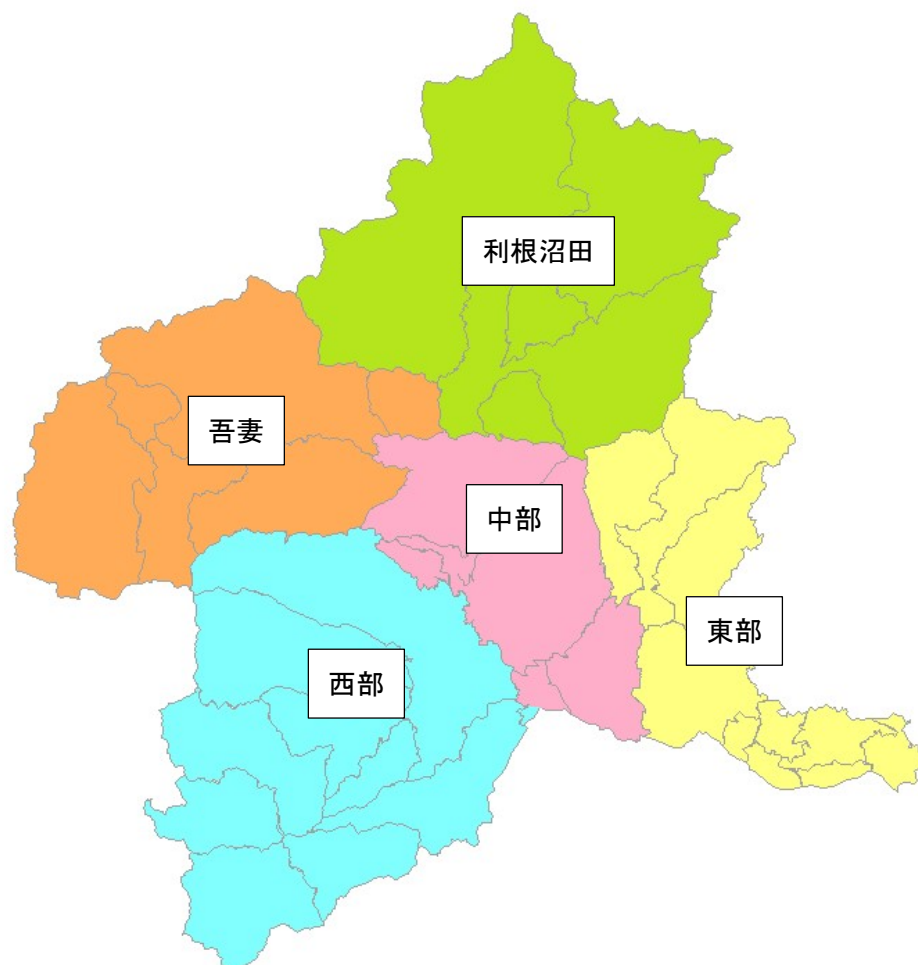
県内全域

（2）管理区域

県内には、県北東部に分布する日光・利根地域個体群と、県南西部に分布する関東山地地域個体群が生息する。

シカの管理を必要とする地域を、地域個体群の生息状況や管轄する行政区等を考慮し、以下の5つの区域に分割し管理する。

地域	中部	西部	吾妻	利根沼田	東部
地域個体群	日光・利根地域個体群	関東山地地域個体群	関東山地地域個体群	日光・利根地域個体群	日光・利根地域個体群
対象市町村	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町



6 現状と課題

(1) 計画の評価（自主計画～第五期まで）

第一期～五期までの計画では、狩猟の規制緩和や許可捕獲^{※2}の推進等によって、「シカの生息密度低減」、「農林業被害の軽減」、「自然植生の保全」を目指してきた。

第五期計画（令和2年4月1日から令和7年3月31日）では、「捕る対策：狩猟・許可捕獲、捕獲の担い手確保、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進」、「守る対策：侵入防止柵の設置等の被害防除や緩衝帯整備による生息環境管理」、「知る対策：生息状況及び出没・目撃等把握」の各種対策を実施し、捕獲頭数の増加や侵入防止柵の設置により対策が進められている。

しかし、第五期計画期間中において、全管理区域で捕獲頭数は増加傾向がみられたが、年間捕獲目標頭数には達しなかった。また、農林業被害額についても、吾妻地域での農業被害や、西部及び東部地域での林業被害が高水準で推移していることから、目標には達することができなかった。

そのため、従来の方策を継続するとともに、高密度地域での捕獲や農林業被害が深刻な地域での捕獲対策の強化が必要となっている。

(2) 生息状況

ア 分布状況

県内におけるシカの生息は、中山間地域を中心にほぼ全域に分布し、さらに、平野部へと分布を拡大している。分布の中心は、県北東部及び県南西部であるが、県北西部に拡大する傾向にある。

また、生息域の餌環境や積雪等の影響により、県境を超えて広域に季節移動^{※3}することが確認されている。

イ 推定生息頭数

令和4年度末時点における県内のシカ推定生息頭数は、35,598～43,991頭（50%信用区間、中央値 39,467頭）と推計される^{※4}。

狩猟の目撃効率（以下、「SPUE」という。）^{※5}は、増加傾向が続いてきたが、令和3年度の1.326をピークに令和5年度の1.006と緩やかな減少傾向にあり、生息頭数はわずかに減少傾向にあると推定される。

※2 国、都道府県又は市町村の許可を得て捕獲を行うもの。農林業被害等の軽減（有害鳥獣捕獲）と生息頭数の低減（個体数調整）の2つの管理を目的とする。

※3 県内で実施されているGPS首輪を用いた移動状況把握調査の結果から、尾瀬のシカは春から秋にかけて尾瀬地域を利用し、越冬期は主に栃木県日光市に移動することが明らかになっている。

県北西部の嬭恋村を利用するシカでも同様に季節移動（夏期：嬭恋村、冬期：長野県側）が把握されており、農作物被害の増加が問題となっている。

※4 マルコフ連鎖モンテカルロ法によるベイズモデル推定を実施し、中央値を示した。平成12年度から令和4年度までの捕獲頭数、生息調査結果、目撃効率等を統計処理することにより推定している。

※5 狩猟者1人の1日あたりの目撃頭数（Sighting Per Unit Effort）

(3) 被害状況

ア 農林業被害

令和5年度の野生鳥獣による農林業被害額は約5億5千万円で、そのうちシカによる被害は約2億6千万円(47%)を占めている。シカによる被害額のうち、農業被害額と林業被害額はほぼ同額となっている。

農業被害を地域別にみると、平成25年度からすべての地域で増加傾向であり、特に吾妻地域での高原野菜の被害が顕著である。

林業被害は1～2齢級の幼齢林での発生が多く、植栽後の新芽や若葉への食害、オスジカによる角擦りなどが主な被害と考えられる。地域別では西部及び東部地域で顕著である。

イ 自然生態系等への影響

尾瀬では、湿原植生の踏み付けや掘り返し、希少な植物等の食害など、尾瀬の原生的な生態系に多大な影響を及ぼしている。

シカの生息密度が高い場所では、森林生態系への影響が大きく、食圧等による植生被害とそれに伴う林床の空白化、さらには地表面の浸食が進んでいるところも認められる^{※6}など自然生態系への影響のみならず、森林の公益的機能として重要な水源涵養や土砂流出防備機能等の低下も危惧される。

ウ 市街地等への出没

近年、生息が確認されていなかった平野部でもシカが目撃され、河川敷や点在する森林等を利用した市街地への出没が増加している。市街地では、シカとの衝突による交通事故や、ロードキル^{※7}の発生など、生活環境被害の増加も懸念されることから、市街地出没抑制等の取組を図る必要がある。

(4) 対策状況

ア 個体群管理(捕獲)

これまで捕獲を推進するため狩猟の規制緩和を適宜実施してきたが、第三期計画開始時(平成22年度)からは、県全域での狩猟期間の延長やメスジカの捕獲頭数制限の撤廃を進めることにより、狩猟による捕獲頭数の増加やメスジカの捕獲割合の増加など一定の成果につながった。

しかし、平成24年度に狩猟による死亡事故が発生したことを受け、捕獲については許可捕獲に重点を置いて取り組むこととした。

これにより、主に市町村が実施する有害鳥獣捕獲と、県や国を主体とした個体数調整を合わせた許可捕獲頭数は年々増加し、平成29年度以降、狩猟よりも許可捕獲の方が捕獲頭数は多くなっている。

※6 自然環境課「良好な自然環境を有する地域学術調査報告書(XXXX)(2014.11)」

※7 車両にひかれて死ぬ轢死や衝突死、道路わきの排水溝へ落ちて溺れて死ぬ溺死など、道路による影響で野生動物が死亡すること。

市町村による有害鳥獣捕獲は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき「鳥獣被害防止計画」の作成及び「鳥獣被害対策実施隊」（以下、「実施隊」という。）の設置により、国の交付金等を活用した捕獲を進めている。

また、熟練者を講師とした実践的な研修の実施や、捕獲奨励金の補助、吾妻地域でのICTを活用した広域捕獲の実施等を行っている。

一方で、生息密度の高まっている一部の鳥獣保護区については、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）」に移行し、狩猟による捕獲を推進するほか、県が「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するなどの捕獲対策を行っている。

これら取組の継続により、シカの捕獲頭数は令和2年度に1万頭を超え、令和3年度には過去最多となる13,977頭となるが、捕獲目標頭数の達成のため、更なる捕獲強化の取組が必要である。

イ 被害防除管理

農業被害対策としては、市町村で金網柵や電気柵等の侵入防止柵設置を進めている。しかし、侵入防止柵の機能を維持するには設置後の定期的な点検、補修が必要である。そのため、設置者に対して効果的な管理方法の啓発を進めているが、管理が不十分となっている地域が多いことから、適切な管理を進めるための地域のリーダーとなる人材の育成が必要である。

林業被害対策としては、造林地における植栽木や、成木の樹皮への被害を防止するため、侵入防止柵等の設置を進めている。

さらに、シカとカモシカの両種が生息する地域では、農林業被害を発生させている獣種を正確に把握し、獣種に応じた対策を実施することが重要である。

また、尾瀬など自然植生地における生態系被害については、保護する地域の優先順位を決め、防除や捕獲を早期に実施することが必要である。

ウ 生息環境管理

森林伐採や耕作放棄、法面緑化等により作り出された草地は、シカにとって餌量の多い良好な環境となり、生息密度の急速な増加の要因となっている。植栽地の適切な施業管理や遊休農地対策を積極的に進めることが必要である。

また、農地に放置された収穫残さや放任果樹などの適切な処分の啓発を行うとともに、農地と森林の境を中心とした緩衝帯の整備を行ってきた。さらに、平成25年度からは県事業の河川環境整備として、河川内の伐木除草を実施している。この対策は、シカを始めとした野生動物の移動経路を寸断することで、市街地等への出没抑制にもつながるため、関係機関・市町村と連携しながら、継続して整備を実施している。

エ 人獣共通感染症^{※8}

野生動物由来の人獣共通感染症への対応に当たっては、野生動物がどのような病原体を持っているか不明な場合が多く、また、重篤な感染症の病原体を持っている可能性もある

ことから、幅広い知見と適切な対応が求められる。

シカの生息域が拡大する中、今後は、捕獲従事者の感染リスクの低減や捕獲個体の適正な処理はもとより、正確な情報の提供等を通じた地域住民による適切な対応も必要となっている。

オ その他

県内ではシカ等野生動物の生息域拡大に伴い、ヤマビルの分布域が拡大^{※9}している。ヤマビルは人を吸血する不快な生物として認識されており、農林作業者等にとって活動の制限要素となっている。そのため、ヤマビル対策に有効とされる薬剤^{※10}を活用し、適切な防除対策や普及啓発を図る必要がある。

※8 人獣共通感染症とは、人と脊椎動物との間を自然に伝播しうる全ての病気又は感染症で、寄生虫と細菌性食中毒を含む、その多くは動物由来によるものである。野生動物に寄生するダニが媒介するSFTS (Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome [重症熱性血小板減少症候群]) やリケッチア感染症 (Rickettsial Infection) 等がある。

※9 坂庭浩之(2023):群馬県内におけるヤマビルの生息分布の変遷. 林業試験場研究報告, (27):1-3

※10 坂庭浩之(2019):ヤマビルの生息分布と薬剤感受性. 林業試験場研究報告, (23):6-10

7 管理の基本方針

県では平成26年5月に「県鳥獣被害対策本部」を設置し、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定、及び部局を横断した被害対策を一層強化している。

その基本方針において、野生鳥獣との共存に向けた鳥獣被害対策に係る基本的な考え方が以下のとおり示されている。本計画においても、この基本的な考え方を踏まえた上で、計画期間におけるシカの管理を進める。

(1) 県鳥獣被害対策基本方針

基本的な考え方

本県の豊かな自然、農林業、地域の暮らしを野生鳥獣被害から守るため、「守る」「捕る」「知る」の各対策を、地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。

短期的には、緊急的課題である「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策を一体的に推進することとする。

実施に当たっては、計画の策定、施策の実施、施策の評価、計画の見直しの各ステップでの課題を確認しながら順応的に推進していく。

長期的には、野生鳥獣との共存に向け、生息地域での環境整備に取り組み、野生鳥獣との棲み分けにより、野生鳥獣被害からの脱却を図ることとする。

【短期目標】

野生鳥獣を出没させない・定着させない

「鳥獣害に強い集落づくり」の実施

農林業における被害軽減のための捕獲強化

「守る」「捕る」「知る」対策を、地域の実情に応じ総合的、計画的に実施

【長期目標】

野生鳥獣と「棲み分け」へ

森林整備等の生息環境整備を長期的に実施

野生鳥獣の適正な生息密度の実現

【将来像】

野生鳥獣との共存（野生鳥獣被害からの脱却）

出典：県鳥獣被害対策本部「県鳥獣被害対策基本方針」

(2) 計画の基本方針

シカは急速な生息頭数の増加や生息域の拡大により、農林業及び自然生態系に深刻な被害を及ぼしていることから、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある獣種として、鳥獣保護管理法において指定管理鳥獣に指定されている。このため、本計画では次のとおり基本方針を定め取り組んでいくものとする。

ア 個体群管理（捕獲）

生息頭数や生息域が拡大し、シカによる被害が増加している現状において、農林業被害の状況や自然植生への影響の程度及び生息域以外の出没等を考慮し、生息頭数の低減を目指すこととする。

イ 計画の順応的管理^{※11}

計画の適正な管理を進めるためには、農林業被害状況や捕獲情報から得られたデータに基づき、適宜計画の見直しを行うことが重要である。

そのため、計画の実施については、PDCAサイクルに基づき、①「目標の設定」、②「対策の実行」、③「結果のモニタリング」、④「把握した事実の科学的評価・検証」、⑤「次の施策へのフィードバック」を繰り返す順応的管理により推進する。

※11 順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分ではなくても目標設定・計画策定を行い対策を実行し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行う、という作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

8 管理の目標

管理の基本方針に基づく管理を推進するため、次のとおり目標を定める。

(1) 農林業被害額

令和5年度における農林業被害額は、農業被害額128,908千円、林業被害額128,636千円と、依然として高い水準にあることから、第五期計画の目標を継続し、第六期計画の終期（令和11年度末）時点の目標を以下のとおり設定する。

- ・ 農業被害額：50,000千円以下（令和11年度末）
- ・ 林業被害額：100,000千円以下（令和11年度末）

(2) 個体群管理（捕獲）

平成25年12月26日に環境省・農林水産省が示した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、当面の目標として、10年後（令和5年度）までにシカの生息頭数を、平成23年度基準の233万頭から半減させることを目指すこととした。

しかし、令和3年度の全国のニホンジカ生息頭数は約222万頭と推定され、半減目標を達成することは難しい状況であることから、新たに令和5年9月に、環境省・農林水産省より「シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標について」が示され、更なる捕獲対策の強化を図り、令和10年度までに半減を目指すこととしている。

県ではこの方針に準じ、シカの生息頭数を平成25年度を基準として、令和10年度までに半減させるために必要な年間捕獲頭数を把握するため、ハーベストベースドモデルを用いた階層ベイズ法^{※12}による推定手法（以下、「ベイズ推定」という。）により生息頭数を推定した。

この結果、令和4年度末時点の県内における生息頭数は35,598～43,991頭（50%信用区間、中央値 39,467頭）と推定された。この推定生息頭数を用いて、令和10年度までに生息頭数を平成25年度基準から半減させるための将来予測を行ったところ、年間18,000頭の捕獲を継続する必要があることが試算された。

推定生息頭数は令和2年度以降減少傾向になったものの、半減目標の達成には更なる捕獲強化が必要であることから、第六期計画期間中の年間捕獲目標頭数を以下のとおり設定する。

- ・ 捕獲頭数：18,000頭以上／年（令和7～11年度）

なお、年間捕獲目標頭数については、生息密度調査、捕獲頭数等の指標に基づき、必要に応じて見直すこととする。

※12 生息頭数と相関がある（生息頭数の変化により影響を受ける）複数の指標と捕獲数の経年的な変化を用い、自然増加率などの既知の生態情報から分布を仮定して、確率論的な計算を行い、生息頭数を推定する手法。新たなデータを追加して推定すると過去に遡って推定値が見直される。

(3) 自然生態系等への影響の軽減

希少な自然植生として保護すべき特定地域においてシカの影響を排除し、自然植生への影響が見られない状態を維持する。また、自然環境は県の重要な観光・自然資源であり、その保全に努める。

また、森林の公益的機能として重要な水源涵養や土砂流出防備機能等の低下を防止し、森林生態系の多様性の維持を図る。

(4) 生息環境整備及び市街地等への出没抑制

シカを始めとした野生鳥獣と人の棲み分けを図るため、適切な森林管理や遊休農地等の拡大防止、移動経路として利用させない河川整備等に努める。また、地域住民による環境整備の自発的な取組を推進し、集落全体で野生鳥獣が出没しにくい環境を整えていく。

これにより、集落や市街地等へのシカの出没を抑制し、生息域の拡大と新たな被害地の発生を抑制する。

9 目標達成のための施策

(1) 個体群管理（捕獲）

管理の目標に掲げた捕獲頭数を達成するためには、捕獲圧を高めるための有効な取組が必要であり、県、市町村、森林管理署及び関係団体は連携して効果的な捕獲を行う。

狩猟者が減少し、捕獲従事者の高齢化が進む中で、担い手の育成対策を講じるとともに、SPUEや捕獲情報等からシカの生息密度が高い場所や生息頭数が増加傾向にある地域、農林業被害が深刻な地域において、集中的に捕獲を実施する。

ア 許可捕獲の推進

市町村及び県は、各種補助事業等を有効に活用して積極的に捕獲事業を行い、生息密度を低減させる。

① 市町村・関係団体の捕獲体制強化

各種補助事業の有効活用により、人材の確保及び捕獲機材等の整備を進め、許可捕獲の実施体制の強化を図る。また、農業協同組合や農家、森林組合や林家等に対して、狩猟免許取得の促進や農林業被害の軽減に向けた積極的な捕獲の取組を推進する。

② 広域捕獲の推進

農林業被害の軽減やシカの生息密度低減を図るため、近隣の県や市町村と連携した捕獲を実施する。

③ 被害地域ぐるみでの捕獲推進

わな猟免許を所有する被害農家と、市町村が編成する実施隊との捕獲協力体制を構築し、農地周辺での加害個体の積極的な捕獲を実施する。

④ メスジカの捕獲推進

生息頭数を減らすには、メスジカの捕獲が有効であるため、メスジカが多く捕獲できた場所や生息している場所の把握に努めるとともに、出産期前^{※13}のメスジカを効率的に捕獲する。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

生息密度が高まった地域や、希少な植生を保護すべき地域については、県はシカの密度低減を目的とした「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画^{※14}」を立案し、本計画の下位計画として位置付け、捕獲対策を進める。

※13 姉崎智子(2024):群馬県尾瀬および周辺で捕獲されたニホンジカの受胎時期と出産時期について. 自然史博物館研究報告, (28):183-186

※14 鳥獣保護管理法第14条の二（指定管理鳥獣捕獲等事業）に基づき立案する計画

ウ 狩猟による捕獲推進

① 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲を強化するため、狩猟期間の終期を2月末日まで延長し、狩猟期間を11月15日から2月末日（シカ・イノシシに限る）までとする。

② 狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行

鳥獣保護区の区域内及び周辺地域において、シカ及びイノシシの生息頭数増加による農林業及び生態系への被害が顕著な場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）」への移行を必要に応じて実施する。

また、狩猟鳥獣捕獲禁止区域での捕獲は、他の獣種への影響にも十分考慮する。

エ 捕獲推進に向けての環境整備

① 捕獲の担い手確保・育成

狩猟免許試験の地域開催等の弾力的運用、免許取得予備講習会の無料化、わな猟捕獲技術講習会及び県安中総合射撃場での射撃技術向上のための銃猟講習会を開催する。

また、狩猟に携わる新たな人材の掘り起こしとして、狩猟の紹介等の各種情報発信に努めるとともに、狩猟免許取得後の初心者向けに狩猟の仲間づくりを支援することで、狩猟を続けやすい環境をつくり、捕獲の担い手を確保する。

さらに、科学的・計画的な管理を推進するためには、安全かつ確実に捕獲等を実施できる者として、認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成が必要である。そのため、認定鳥獣捕獲等事業者の認定に必要な技術・知識向上のための研修会開催や、認定鳥獣捕獲等事業者の活用事例を共有すること等により、認定事業者数の増加を図る。

② 捕獲技術の開発・普及

狩猟人口の減少や狩猟者の高齢化が進行していることから、安全で効率的な捕獲方法の開発・普及を図ることが必要である。このため、ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術の活用・促進を図り、省力的・効率的な捕獲技術の普及を進める。

③ 関係者間の連携推進

県は市町村、森林管理署、関係団体と協働し鳥獣被害対策を推進する。一部地域においては、関係者の合意に基づき捕獲推進の取組^{※15}が行われており、今後も連携して対策

※15 関東森林管理局利根沼田森林管理署・県猟友会・利根沼田地域鳥獣被害対策推進会議（平成26年度～）及び関東森林管理局吾妻森林管理署・県猟友会・吾妻地域鳥獣被害対策推進会議（平成27年度～）及び関東森林管理局群馬森林管理署・県猟友会・中部、西部、東部地域鳥獣被害対策推進会議（令和2年度～）及び関東森林管理局群馬、利根沼田、吾妻森林管理署・県猟友会・県農政部（令和3年度～）「国有林野内におけるニホンジカ等による被害に対する捕獲協力に関する協定」の締結
関東森林管理局と国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所が「ニホンジカ被害対策に係る新協定」を締結（平成25年度～）。

に取り組むこととする。

④ 捕獲個体の適正処理と有効活用

捕獲頭数の増加に伴い、捕獲個体の処理労力の負担が大きくなっている。このため、捕獲個体の適切且つ効率的な処理方法などを検討し、処理労力の軽減と適正な処理を推進する。

さらに、捕獲個体の有効活用として、野生鳥獣肉（以下、「ジビエ」という。）の利活用に取り組む。

（２）被害防除管理

侵入防止柵設置等の各種防除対策を進めるとともに、既設の侵入防止柵については定期的な維持管理を行うことで効果を持続させ、被害額及び被害面積を減少させる取組を実施する。

ア 「鳥獣害に強い集落づくり」の実施

① 地域住民主体の被害対策の支援

被害発生地域では、県や市町村、関係団体の支援により地域住民の主体的な被害対策への取組を進める。

② シカを出没させない集落づくりの普及

シカを始めとした大型獣類を集落へ出没させないよう、集落環境調査で現状を把握するとともに、侵入防止柵とそれを利用した捕獲などを組み合わせ、地域に応じて効果的な対策を普及する。

イ 侵入防止柵の設置・点検・改善

① 農業被害対策

各種補助事業を有効に活用し、金網柵や電気柵等、各種侵入防止柵の特性を理解した上で、効率的な農地への設置を推進する。設置にあたっては、柵の飛び越えや下からの潜り込みがないよう、柵の高さの検討や地際の管理を行う。

シカは広域的に移動するため、市町村域を越えた広域的な侵入防止柵の設置が効果的であることから、近隣市町村等と連携を進める。

また、侵入防止柵を設置した場合は、防除効果を長期にわたって維持するため、設置者が定期的な点検、補修等の管理体制を構築する必要があり、設置者への指導を行える地域のリーダーとなる人材を育成する研修会等を実施する。

② 林業被害対策

シカによる林業被害の多くは、植栽初期に発生するため、植栽と併せた侵入防止柵設

※16 森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、伐採跡地に再び苗木を植えて人工林をつくること。一度に多くの木を収穫することが可能であり、一貫して植栽まで行うことでコストを削減できる。

置を推進する。特に、今後は皆伐再造林施策^{※16}の推進により、大規模な植栽地が増えることが予想されることから、広域の侵入防止柵や単木保護資材の設置等を徹底するよう支援を強化する。

なお、設置にあたっては、被害の形態、生息状況、地形、経済性等を考慮し、地域の実情に応じた適切な方法を選択し、侵入防止柵等設置後は、定期的な点検、補修等の管理を行う。

③ 植生保全対策

希少な植生を保護すべき特定地域においては、優先防除エリアを検討して侵入防止柵を設置する。

なお、農林業被害対策と同様に、侵入防止柵設置後は、設置者が定期的な点検、補修等の管理を行う。

(3) 生息環境管理

農地・森林・河川の整備を多面的な視点から実施し、生息域拡大と集落・市街地への出没の抑制に取り組む。

ア 生息域拡大の抑制

森林伐採や牧草地の造成、遊休農地等は、良好で安定した餌環境を作り出すため、シカにとって魅力的な餌場となる。このため、餌場とならないよう刈り払い等の適切な整備を行う。

また、新たに出没が確認された地域については、出没場所の状況把握に努めるとともに、早期の環境整備を実施し、恒常的なシカの利用地とならないよう努める。

イ 誘引物の除去

農地等に放置された収穫残さや放任果樹などは、シカを呼び寄せる誘引物となるため適切に処分し、シカが定着しにくい環境づくりを推進する。

ウ 緩衝帯整備の推進

集落への出没抑制を目的として、農地と森林の境を中心に伐木・除草等による緩衝帯整備を推進する。

また、シカは河川敷等を利用し市街地に出没することもあるため、河川敷等においても緩衝帯整備を行い、シカの出没抑制対策を進める。

(4) 各管理区域の特徴と取組の方向性

地域個体群の生息状況や農林業被害・生態系被害等の状況から、管理区域ごとに特性があるため、管理区域別の特徴と取組の方向性を以下のように定める。

管理区域	特徴	取組の方向性
中部	<ul style="list-style-type: none"> 赤城山麓（前橋市、渋川市）を中心に生息密度が高い。 生息域と市街地が近く、市街地への出没あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進 広域捕獲の推進 生息域拡大の抑制 緩衝帯整備の推進
西部	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に生息密度が高い。 近隣県との季節移動も確認。 農業被害額が大きく、特に牧草等の被害が顕著。 林業被害額も大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進 狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行 農業被害対策 林業被害対策
吾妻	<ul style="list-style-type: none"> 生息頭数の増加率が高い。 長野県との季節移動も確認。 農業被害額が県内で最も大きく、高原野菜の被害が顕著。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域捕獲の推進 狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行 農業被害対策
利根沼田	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に生息密度が高い。 近隣県との季節移動も確認。 尾瀬などの自然生態系への影響が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進 狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行 植生保全対策
東部	<ul style="list-style-type: none"> 桐生市やみどり市を中心に生息密度が高く、林業被害が大きい。 他の地域は主な生息域ではないが、近年市街地への出没が増加傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行 林業被害対策 生息域拡大の抑制 緩衝帯整備の推進

10 評価のための効果検証

次のとおり調査等を実施し、評価を行う。

(1) 許可捕獲調査

ア 捕獲状況

捕獲頭数、捕獲年月日、捕獲個体の雌雄、捕獲に使用した猟具及びハンターメッシュ（5 km）^{※17}により捕獲場所を把握し、捕獲状況を評価する。

また、得られた情報は生息頭数推定の算出因子とするとともに、各捕獲事業実施箇所及び内容を決める際の参考とする。

イ 分布状況

ハンターメッシュごとの捕獲頭数を図化し、生息域の分布等を把握する。

ウ 検体調査

食性、繁殖状況、年齢構成及び栄養状態等を把握する。

エ 放射性物質検査

捕獲個体の放射性物質検査を実施し、ジビエ等に有効活用する際の安全性を検証する。

また、検査結果は、随時、県ホームページで公表する。

(2) 狩猟捕獲調査

ア 捕獲状況

狩猟報告^{※18}に基づき、捕獲頭数、捕獲月日、捕獲個体の雌雄、捕獲に使用した猟具、ハンターメッシュ（5 km）ごとのSPUE及び捕獲効率（CPUE）^{※19}を把握し、生息頭数推定の算出因子とするとともに、各捕獲事業実施箇所及び内容を決める際の参考とする。

イ 分布状況

ハンターメッシュごとの捕獲頭数及びSPUEを図化し、生息域の分布等を把握する。

ウ 狩猟実態調査

狩猟者を対象とした隔年のアンケート調査により、狩猟目的や意識、捕獲個体の利用方法等について把握し、狩猟の実態を検証する。

(3) 捕獲頭数調査

狩猟及び許可捕獲等を合算した捕獲実績値を把握し、管理の目標達成の評価に資する。

※17 県内で狩猟者登録を行った者に対して配布している鳥獣保護区等位置図において、図中で県内を5 km四方に分割しており、その1区画のことをいう。

※18 狩猟登録を行ったものが、猟期終わりに狩猟した獣種や頭数、日付などの結果を記載し、県へ報告するもの。

※19 単位捕獲努力量あたりの捕獲頭数（Catch Per Unit Effort）

(4) 農林業被害調査

市町村別の被害品目、被害額、被害面積及び被害量等を把握し、管理の目標達成の評価に資する。

(5) 推定生息頭数及び将来予測

生息頭数の推定と将来予測を実施し、シカの生息頭数の動向の把握と必要となる捕獲圧の検証に資する。

(6) 被害防除管理

侵入防止柵設置等に係る施策結果をとりまとめ、効果を検証する。

(7) 開発・実証

ア 被害対策技術の開発と普及

大学や試験研究機関と連携し、各調査結果や対策の分析により、効果的な捕獲技術や被害防止技術を開発し普及する。

特に林業試験場で開発された技術や研究成果を検証し、普及を推進する。

イ 被害対策技術の実証

新たな捕獲技術や被害対策資材等の効果を実証する。

(8) 総合的な効果検証

各データの総合的な検証により、計画を評価する。

特に、個体群管理（捕獲）は、捕獲に関する情報の他、農林業及び生活環境被害の状況との関係に留意し、総合的に評価する。

11 その他管理のために必要な事項

(1) 人材育成

鳥獣に関する法令、対策の知識及び技術に関する研修会を積極的に開催する。

特に行政機関における、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の確保と適切な配置に努める。

また、農業高校及び農林大学校等の学生を対象とした講義等により、野生動物の理解、新規就農者の被害防除管理の技能向上及び地域のリーダーとなる人材育成に取り組む。

(2) 疾病対策

ア 家畜伝染病

家畜伝染病について、情報の把握と関係機関の協力・連携により、状況に応じた適切な対策を迅速に講じる。

イ 人獣共通感染症

野生動物由来のSFTS等の人獣共通感染症について、正しい知識の普及啓発等により、感染防止を図る。

(3) 錯誤捕獲

わなを使用して捕獲を行う場合は、鳥獣保護管理事業計画の基準に従い、錯誤捕獲防止への配慮を行うものとする。特にツキノワグマ等の錯誤捕獲を防止するため、鳥獣保護管理事業計画のくくりわな使用時の許可基準を厳守するとともに、周辺でツキノワグマ等の生息が確認される場合は、わなの使用中止や移動、捕獲器具の変更、錯誤捕獲対応わなの活用等を検討する。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、放獣等の適切な対応に努め、発生状況の把握と関係機関での情報共有により、再発防止を図る。

(4) 捕獲個体の適正処理

捕獲した個体は、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り、止め刺しに利用した鉛弾による鉛中毒及び捕食等、他の野生動物を含めた生態系にかく乱が生じないよう適切な処理方法で埋設する。

焼却処理する場合は、市町村の関係部署との協力・連携により適切に処理する。

なお、捕獲個体処理の際は、家畜伝染病や人獣共通感染症のリスクを減らすため、服装等の装備への留意を必須とする。

(5) 捕獲個体の有効活用

現在、県内で捕獲されたシカについては基準値を超える放射性物質が検出されているため、食肉として出荷が制限されている^{※20}。食肉利用の制限は、狩猟意欲減退の一因にもなるため、放射性物質検査を継続して実施し、出荷制限解除に向けたデータを蓄積する。

※20 平成24年10月10日付、原子力災害対策本部長指示。

なお、令和5年に一部施設においてシカ肉の出荷制限が解除されたため、皮革等の利用に加えて、捕獲個体のジビエによる利活用が図られるよう施策を進める。

(6) 広域的な連携

個体群の移出入があると考えられる東京都、埼玉県、栃木県、長野県、山梨県、神奈川県及び国立公園の管理者である環境省並びに国有林野の管理者である森林管理署については、捕獲や地域防除対策などの情報を共有し、効果的な被害対策の実施に努める。

また、福島県、茨城県、新潟県等の近隣県とも適宜、情報共有を図る。

(7) 情報公開及び普及啓発

農林業被害や捕獲等に関する統計は、逐次ホームページ等で公開する。試験研究機関の開催する成果発表会等においても、各種調査結果等を積極的に公開する。

また、地域住民に対し、シカの生態及び防除に関する知識と理解を深め、適切な対策が図られるよう、出前講座や地域の勉強会等に協力する。

12 計画の実施体制

効果的な被害対策及び管理を実施するにあたっては、県、市町村、地域住民、農林業団体、猟友会、NPO法人や民間事業者、連携している大学等の幅広い関係者が相互に連携・協力し、学識経験者等の支援を得ながら、連携して取り組む。

特に被害防除管理では、地域住民の積極的な参画による管理体制を構築する。

(1) 農林業者を含む地域住民

農地や所有林の対策と併せて、地域ぐるみの取組に積極的に参画する。

(2) 市町村

被害に係る防除対策の主体であり、各種補助事業を活用しながら、地域の実情に応じた対策を推進する。侵入防止柵等の設置は、集落ごとの合意形成を図り推進し、設置後の維持管理体制を構築する。また、捕獲については集落ぐるみで実施できる体制への移行を検討・推進する。

(3) 猟友会

市町村を中心とした許可捕獲の実施に協力するとともに、野生鳥獣に関する知識や捕獲技術等、各対策に関する情報を関係機関に対して助言する。

(4) 県

ア 鳥獣被害対策支援センター

被害や対策に係る情報を集約した上で関係機関での情報共有を図り、検討・評価機関からの助言や提言を受け、順応的管理による本計画の進捗管理を行う。

また、各対策の分析結果の施策への反映と防除対策の効果検証・普及を行う。

イ 自然環境課

鳥獣保護管理法の所管課として、許可による捕獲や狩猟が適切に実施されるよう、関係機関や狩猟者との協力及び法に基づき適切に指導し、鳥獣保護管理事業計画による捕獲許可基準及び鳥獣保護区等を設定する。

また、希少植生を守るべき地域等での個体数調整による捕獲などを実施し、自然環境の保全に努める。

ウ 蚕糸特産課

鳥獣被害防止特措法の所管課として、農業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。

また、農業被害対策の各種補助事業等により、地域が主体となった取組を支援する。

エ 林政課

林業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。

また、林業被害対策の各種補助事業等により、市町村や林業者による対策を支援する。

オ 河川課

シカを始めとする野生鳥獣の移動経路や生息域となっている河川内の樹木等の刈り払いによる緩衝帯の整備を推進する。

カ 自然史博物館

捕獲個体の検体分析により、シカの生物学的情報を把握するとともに、管理に必要な研究を行う。

キ 林業試験場

野生鳥獣の林業及び生態系被害に対する研究として、野生鳥獣の行動把握及び防除等に資する技術開発を行う。

(5) 森林管理署

国有林での森林被害の状況把握及び被害対策について関係機関と連携を図り推進する。

(6) JA、森林組合、共済組合等

農地への防除資材や森林施業における獣害対策資材について、適切な情報提供を行う。

また、地域の協議会や地域ぐるみでの「鳥獣害に強い集落づくり」等の取組に協力する。

森林組合は、地域の林業被害の実態を把握するとともに、新植地においては侵入防止柵による獣害対策を徹底する。

(7) 大学・NPO法人等民間事業者

包括連携協定を結んでいる日本獣医生命科学大学をはじめ、大学やNPO法人等民間事業者との連携による研究・開発により被害対策に資する。

(8) 認定鳥獣捕獲等事業者等

指定管理鳥獣捕獲等事業者等の受託者として、実施計画に基づいた事業を実施するとともに、地域の鳥獣管理の担い手となるよう努める。

(9) 検討・評価機関

学識経験者、関係団体及び県関係行政機関により構成される「県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会」を設置し、本計画の策定・修正及び進捗管理等について、協議・検討を行う。また、検討委員会の下には「獣種別専門部会」を設置し、実務的業務を行う。

また、野生鳥獣による被害及び対策に関する学識経験者及び有識者で組織する「県野生動物対策科学評価委員会」を設置し、県及び市町村が実施した各施策の実施結果について、科学的・客観的な評価を行う。